

香取健康福祉センター（香取保健所）

第 33 号

健康らいふ

平成25年(2013年)
7 月 発行

編集・発行/千葉県香取健康福祉センター 健康福祉センター管内（香取郡市1市3町）（平成25年6月1日現在）
〒287-0001 千葉県香取市佐原口 2127 人口 116,243人 世帯数 39,581世帯
☎ 0478-52-9161 FAX 0478-54-5407
ホームページアドレス <http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-katori/index.html>

牛の肝臓（レバー）を生食用として お店で食べることが禁止されました。



平成24年7月から、食品衛生法の規格基準の改正により、牛のレバーを生食用として販売・提供することが禁止されました。生で食べることで、腸管出血性大腸菌による重い食中毒の発生が避けられない可能性があるからです。



腸管出血性大腸菌とは？

腸管出血性大腸菌は、**溶血性尿毒症症候群（HUS）**や**脳症**など重篤な病気を引き起こし死亡の原因にもなり得る病原菌です。衛生管理が十分に行われていても、腸管出血性大腸菌は牛の肝臓内部等から検出されています。

食中毒を防ぐ方法は？

現状では、**生で食べないこと**が唯一の予防法です。
腸管出血性大腸菌は**75℃ 1分以上の加熱**で死滅します。中心部まで火が通るよう十分に加熱してから食べるようにしましょう。

豚レバーは生食用として食べても大丈夫？

今回の基準の改正では牛レバーを対象としていますが、**豚レバーならば安心というわけではありません**。豚レバーには、**サルモネラ属菌**や**カンピロバクター**、**E型肝炎ウイルス**などが新鮮でも付着していることがあり、食中毒になる危険性が高い食品です。

また、豚肉や鶏肉にも同様の病原菌が付着していることがあるので、生食は避けるようにしましょう。



<問い合わせ先：健康生活支援課>

小児慢性特定疾患治療研究事業の継続申請を受付中です

現在の小児慢性特定疾患医療受診券の有効期間は平成25年9月30日までです。

継続して受給を希望される場合は、平成25年6月3日(月曜日)から平成25年9月30日(月曜日)までの間に、継続申請の手続きが必要です。

認定の可否について審査するために、受診券を発行するまでお時間がかかりますので、お早めに申請をお願いいたします。

申請後の受診券の有効期間は、平成25年10月1日から平成26年9月30日まで(この間に年齢要件を満たさなくなる場合は誕生日の前日まで)となります。



「チーバくん」

<問い合わせ先：地域保健福祉課>



献血にご協力をお願いします!

輸血が必要な人の命を救うことができるのは皆さん一人一人の献血へのご協力です。

ぜひ、もっと身近に献血を考えてみてください。よろしくをお願いします。

400ml献血は、200ml献血に比べ献血量が多いことから、少ない献血者からの輸血が可能となり、輸血による感染者や副作用の発生をより少なく抑えることができます。

可能な方は、400ml献血をお願いします。

献血スケジュール、献血ルームに関しては香取健康福祉センターホームページをご覧ください。



《ホームページアドレス》

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-katori/boshuu/kenketsu.html>

<問い合わせ先：総務企画課>

アルコール「家族教室」のご案内

アルコール依存症と思われる方を抱え悩んでいる家族等を対象にアルコール依存症の正しい知識や対応を学ぶための理解を深める家族教室を開催します。

場 所：香取健康福祉センター(保健所)
 対象者：アルコール問題に関心のある方
 参加費：無料

	日 時	内 容
第1回	平成25年8月8日(木) 14:00~15:30	講演『アルコール依存症とは』 講師：浅井病院 精神保健福祉士 作田 滋 先生
第2回	平成25年8月29日(木) 14:00~15:30	講演『本人の体験談・家族の体験談』 講師：アルコール依存症からの回復者、 家族

参加ご希望の方は、1週間前までに電話でお申し込みください。

＜申込・問い合わせ先＞

千葉県香取健康福祉センター（香取保健所）

地域保健福祉課：精神保健福祉担当 ☎ 0478-52-9161

お酒のために多額のお金を使っている

お酒を飲んで暴れたり、周囲に暴言をはく

お酒のせいで、家族や友人との人間関係にひびが入ったことがある

お酒を飲んで、仕事に行かない、または酔ったまま出勤することがある

お酒のうえの失敗で、警察のお世話になったことがある

お酒の飲みすぎで治療を受けている



お酒がきれいになると汗が出たり、手がふるえたりする

未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）の窓口が健康福祉センター（保健所）から市町に変わりました

第2次一括法の制定により、平成25年4月1日から、お住まいの市町へ本事業が移譲されました。新しい窓口は下記のとおりです。

香取市	子育て支援課	0478-50-1257
神崎町	保健福祉課	0478-72-1603
多古町	子育て支援課[未熟児養育医療]	0479-76-5412
	保健福祉課[自立支援医療(育成医療)]	0479-76-3185
東庄町	健康福祉課	0478-80-3300

＜問い合わせ先：地域保健福祉課＞

平成25年度 健康相談・検査等のご案内

内 容	実 施 日	受付時間・方法	問い合わせ先
精神保健福祉相談	月2回	(予約制) 午後1:30～午後3:00	地域保健福祉課
家族教室	年4回	(事前申込み) 午後1:30～午後3:30	
家庭児童相談	月曜日～金曜日	午前9:00～午後5:00	
配偶者等からの暴力に関する相談(DV相談)	電話による相談 (月曜日～金曜日)	午前9:00～午後5:00	
H I V 抗体検査 性感染症検査 肝炎ウイルス検査	原則 第2・第4月曜日	(予約制) 午後1:00～午後2:00	健康生活支援課
腸内細菌検査	毎週 月曜日 (ただし、月曜日の翌日・ 翌々日が祝日の場合は、受 付しない場合があります)	午前9:00～午前10:30	検 査 課

〈香取健康福祉センター（香取保健所）案内図〉

